

# 令和5年度監査実施計画

R 5. 4

## 1. 基本方針

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務について、各部署におけるリスク（組織目標の達成を阻害する要因）を識別し、過去の監査結果や監査結果に対する措置の状況を活用するとともに、内部統制の整備・運用状況をもとにリスクの内容及び程度を検討し、よりリスクの高い事務へ監査資源を重点的に配分することにより、効果的かつ効率的に監査を実施することを目標とする。

監査を実施するにあたり内部統制の整備・運用状況を踏まえ、内部統制に準拠した事務の執行に留意しつつ、3E（経済性、効率性、有効性）の観点を意識した監査の充実を図る。

監査を実施することにより発見した諸問題に対しては、原因の究明に努め、原因の所在に応じ、事務の手法や体制の改善、制度そのものの見直しを求める。

監査の結果について公表するとともに、職員への効果的な周知を実施することで全庁における事務改善に繋がるよう努める。

## 2. 監査等の種別及び対象

（ここでいう「法」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）を、「基準」とは、桑名市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）をさす）

### （1）定期監査（法第199条第1項、第2項及び第4項、基準第2条第2項）

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかについて実施する。

監査実施の対象部署については、別紙実施計画表のとおりとする。

また、市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているかに着目し、特に留意が必要と認めるものについてテーマを決めて実施する。

### （2）随時監査（法第199条第1項及び第5項、基準第2条第2項）

監査委員が特に必要と認める工事について随時監査の一環として工事監査を行う。実施にあたっては工事事務及び施工が適正に行われているかについて検証する。

また、その他監査を実施する必要があると認める事項については、定期監査に準じて随時監査を実施する。

### （3）財政援助団体等監査（法第199条第7項、基準第2条第1項第3号）

市が財政的援助を与えていたる団体、公の施設の管理を行わせている指定管理者等に対し、当該出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、所管課の当該団体に対する指導監督は適切に行われているかについて実施する。

監査の対象団体については、監査委員の協議により決定する。

### （4）決算審査（法第233条第2項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項、基準第2条第1項第4号）

各会計の決算について決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを審査するもので、市長から決算及び附属書類の審査を求められた時に実施する。

(5) **例月出納検査** (法第235条の2第1項、基準第2条第1項第5号)

月の収入及び支出に係る調書の提出を求め、収入支出の証拠書類と指定金融機関発行の現金残高証明書等を照合し、係数の正確性を確かめるとともに、これらの書面検査の他、会計管理者等から説明を求め実施する。

(6) **健全化判断比率等審査** (地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年法律第94号))

第3条第1項及び第22条第1項、基準第2条第1項第7号)

財政の健全性に関する指標である健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の算定が適正かを審査するもので、市長から審査を求められた時に決算審査と併せて実施する。

### 3. 監査の日程

- (1) 令和5年度定期監査（審査・検査）実施計画表（別紙）により実施する。
- (2) やむを得ない必要が生じた場合は、協議により日時を変更する。

### 4. 監査の方法

- (1) 監査調書は全ての部署から提出させる。
- (2) 関係書類及び帳簿等は、監査当日の概ね3週間前に事務局へ提出させる。
- (3) 監査委員は予め提出を求めた監査調書を基に、関係書類及び帳簿等について事務局職員をもって事前の調査を行わせる。
- (4) 監査は監査基準に従い行うものとし、関係書類及び帳簿等の調査・照合や関係職員からの聴取等を行うほか、必要に応じて現地監査を行う。

監査調書及び共通文書での書類審査のみを行う部署については、必要に応じて関係書類の提出及び説明を求める。

- (5) 監査を実施するにあたり、監査日時・場所等について原則2か月前に市長に通知する。ただし、都合により予定を変更することがある。

なお、監査に関する日程等諸資料については、市長に通知した後、監査委員事務局の公開フォルダに掲載する。

### 5. 監査の結果に関する報告及び公表 (法第199条第9項、基準第14条及び第17条)

監査の結果に関する報告書の提出及び公表は、監査委員の合議の上、遅滞なく行う。

(前期分は10月、後期分は4月)